

御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想策定委員会設置条例

(設置)

第1条 本市の幼児の教育・保育施設における効率的な運営、定員の設定等に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本構想に関することを調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 知識と経験を有する者
- (4) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部改正)

3 御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

子ども・子育て会議委員	日額 6,700
障害児等保育の実施審査委員会委員長	日額 7,200

」を

「

子ども・子育て会議委員	日額 6,700
幼児の教育・保育施設整備基本構想策定委員会委員長	日額 7,200
幼児の教育・保育施設整備基本構想策定委員会委員	日額 6,700
障害児等保育の実施審査委員会委員長	日額 7,200

」に

改める。